

有害鳥獣被害防止総合対策事業 (狩猟免許取得支援事業) 内容

狩猟免許取得支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 市内に住所を有する当該年度新規狩猟免許取得者



【対象経費・補助率・補助上限額】

対象経費（※裏面参照）	補助率	補助上限額
①狩猟免許取得費用	全額	20万円以内
②猟銃所持許可関係費用		
③狩猟者登録費用		
④猟銃等購入費用 [猟銃・ロッカー・わな等]	1/2以内	

狩猟免許更新支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 市内に住所を有する当該年度狩猟免許更新者、
または、福島県猟友会の市内支部会員



【対象経費・補助金額・補助条件】

- 狩猟免許更新手数料の全額（2種類以内）

捕獲活動技術向上支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 福島県猟友会の市内支部会員



【対象経費・補助金額・補助条件】

- 射撃訓練参加者の費用のうち、1万2千円/人（2回以内/年度）



狩猟免許取得支援事業

[新規狩猟者への初期投資支援]

【補助対象経費】

区分		補助率
1 狩猟免許取得		(全額)
①	狩猟免許試験申請手数料	
②	初心者講習受講料	
③	医師の診断書料	
2 猟銃所持許可		
①	初心者講習会申込手数料	
②	射撃教習資格認定申請手数料	
③	戸籍謄本手数料	
④	身分証明書手数料	
⑤	住民票手数料	
⑥	猟銃用火薬类等譲与許可申請手数料	
⑦	医師の診断書料	
⑧	写真代	
⑨	射撃教習費	
⑩	実包購入費	
⑪	猟銃所持許可申請手数料	
3 狩猟者登録		(1/2)
①	狩猟者登録手数料	
②	狩猟税	
4 猟銃等購入		(1/2)
①	銃	
②	ガンロッカー	
③	装弾ロッカー	
④	洗い矢	
⑤	銃力バー	
⑥	ワナ	
(補助金額) (1 + 2 + 3) + (4 × 1 / 2) [上限額 : 200,000円]		